

## 障がい者の任免状況（令和5年6月1日現在）

	①法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数	②障がい者である職員の数	③実雇用率	④不足数	(参考) 法定雇用率
町長部局	378.0人	10.0人	2.65%	0人	2.60%
教育委員会部局	124.0人	3.5人	2.82%	0人	2.50%

※1 ①欄の「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員の総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員の総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

職員数は会計年度任用職員を含み、週の所定勤務時間が20時間以上30時間未満である職員は1人の雇用をもって0.5人に相当するものとして算定しています（週の所定勤務時間20時間未満の職員は算定対象外です。）。

※2 ②欄の「障がい者である職員の数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして算定し、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして算定しています。

※3 障がい者の種類、程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障がい者であることや障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。